

(様式 1 別紙 1)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び鶴岡市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に鶴岡市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に鶴岡市以外の市区町村に転出した場合：半額